n　項番15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十九条各号に掲げるものに係る流動性カバレッジ比率告示第一条第七十三号に規定するファシリティ未使用枠の額、流動性カバレッジ比率告示第五十条の信用保証に相当するものの額の合計額、流動性カバレッジ比率告示第五十一条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及び流動性カバレッジ比率告示第五十二条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四十八条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

o　項番16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

⑶　資金流入額

a　項番17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十一条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。

b　項番18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十三条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。

c　項番19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十五条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、流動性カバレッジ比率告示第六十六条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第六十八条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第六十九条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性カバレッジ比率告示第七十条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性カバレッジ比率告示第七十一条第一項の決済期が到来する有価証券の時価及び流動性カバレッジ比率告示第七十二条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六十五条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、流動性カバレッジ比率告示第六十六条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び流動性カバレッジ比率告示第六十七条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

d　項番20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番17から項番19までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

⑷　連結流動性カバレッジ比率

a　項番21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。

b　項番22「純資金流出額」の欄には、流動性カバレッジ比率告示第四条に規定する純資金流出額を記載する。

c　項番23「連結流動性カバレッジ比率」の欄には、項番21を項番22で除して得た値について小数点第二位以下を切り捨て小数点第一位までを記載する。

d　項番24「平均値計算用データ数」の欄には、項番23の連結流動性カバレッジ比率を計算するために用いたデータの数を記載する。

⑸　その他

a　この別紙様式第三号は、平成二十七年六月三十日（以下「適用日」という。）以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、適用日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。また、附則第三条第一項の規定により四半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第三号を作成する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。

b　適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間、月次平均の値についてこの別紙様式第三号を作成し開示した場合には、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、「前四半期」に係る欄に当該月次平均の値を用いてこの別紙様式第三号を作成することができる。

○金融庁告示第八号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百三十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日　金融庁長官　細溝　清史

信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　算入可能適格流動資産の合計額　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第五十九号。以下「信用金庫連合会流動性カバレッジ比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又は同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を当該各号に定めるところによる。

二　日次平均の値　別紙様式第一号及び第二号に記載する項目について、四半期の最初の業務取扱日から最終の業務取扱日までの間の各業務取扱日における値の合計を当該期間の業務取扱日の数で除して得た値をいう。

（単体流動性カバレッジ比率を算出する信用金庫連合会における事業年度の開示事項）

第二条　信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百三十二条第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リスク管理に係る開示事項とする。

2　前項の「単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ比率（信用金庫連合会流動性カバレッジ比率告示第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一　時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二　単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三　算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四　その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

3　第一項の「単体流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、信用金庫連合会の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一　流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

二　流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

三　その他流動性に係るリスク管理に関する事項

（連結流動性カバレッジ比率を算出する信用金庫連合会における連結会計年度の開示事項）

第三条　規則第百三十二条第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。